平成２２年（フ）第３６２１号
愛知県知多市八幡字樹木177番地の８　みかん村Ａ―102
債務者　竹内　恵子（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６４０号
愛知県東海市富木島町植ノ口30番地の１　カーサ萌夢102号
債務者　神園　　愛
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４９号
愛知県江南市宮後町砂場北174番地
債務者　平嶋すみ子
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０３号
京都府亀岡市東別院町鎌倉見立12番地76
債務者　山本久美子（旧姓川端）
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
京都府舞鶴市字市場202番地26
債務者　永井　正一
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１７１３号
堺市堺区中之町西３丁２番10―202号
債務者　那須　清吾
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７７７号
大阪府藤井寺市林２丁目５番24号
債務者　峯　　昌宏
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７８９号
大阪府羽曳野市羽曳が丘４丁目18番15号、前住所大阪府羽曳野市羽曳が丘５丁目18番10号
債務者　新田　明美（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７９５号
堺市堺区大浜北町３丁６番22号　コーポ北野304号
債務者　吉國見和子
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８５３号
堺市中区宮園町７番８―105号
債務者　葺本　啓一
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８５５号
大阪府羽曳野市野261番地の１、前住所大阪府羽曳野市野183番地の８
債務者　内田　喜代
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５５号
大阪府柏原市平野２丁目９番８―303号
債務者　森本　幸子
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
青森県十和田市元町東４丁目16番38―18号
債務者　関　　領子
１　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第５７４号
埼玉県深谷市萱場114番地　メゾンフォンティーヌＣ棟103号
債務者　芝田　明美
１　決定年月日時　平成23年１月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３５３２号
名古屋市昭和区元宮町４丁目14番地の２　エトワール元宮１Ｄ号
債務者　羽鳥　香代
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８７号
鹿児島県薩摩川内市田海町4593番地２
債務者　後藤美智代
１　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
鹿児島県薩摩川内市勝目町5315番地１
債務者　染川ふみ子
１　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
鹿児島県薩摩川内市里町里3288―２、前住所福岡市博多区住吉５丁目30番12―501号、前々住所福岡市博多区井相田２丁目８番44―103号
債務者　森　あゆみ
１　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係